

特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 特定商取引に関する法律施行令の一部改正

- 一 特定商取引に関する法律第二条第三項の政令で定める方法及び同法第二十六条第七項第一号の政令で定める行為として、広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、又はラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等を利用して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請することを追加すること。（第二条、第十九条関係）
- 二 販売業者等が契約締結時に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めること。

（第四条、第八条から第十条まで、第二十一条、第二十六条、第三十二条、第三十五条関係）

- 三 その他所要の改正を行うこと。

第二 預託等取引に関する法律施行令の一部改正

- 一 預託等取引事業者が預託等取引契約の締結時に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めること。
（第三条関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 附則

一 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行するものとする
こと。
（附則第一項関係）

二 関係政令について所要の改正を行うこと。

（附則第二項関係）